## 「奈良県社会的養育推進計画」改定案に関する ご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: R6.12.17~R7.1.15、意見提出件数: 3件/2人)

No.	頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	11頁	② 社会的養護 自立支援拠点事 業	児童養護施設・児童自立支援施設の入 所児童に関して、大学・専門学校進学 を希望する者に関して、経済面・生活 面での支援をしていくことが必要だと 思う。	児童養護施設等に入所している児童の 大学への進学時に関する支援は児童保 護措置費(大学等受験費及び大学進学 等自立生活支度費)や自立支援資金貸 付事業を実施し、支援を行っていま す。 頂いたご意見は今後の施策の参考とさ せて頂きます。
2	15頁	1 基本理念	虐待等のでは、 を を を を を を を を を を を を を	「家庭と地域の力」の「地域」とは、 社会的養育も含んだ趣旨であり、「2 基本的な施策の方向性」の図にもある とおり、家庭内に養育を押し付けると いう趣旨ではありません。
3	15頁	1 基本理念	基本理念の2項目目「一時的に家庭養育ができなくなっても、こどもが家庭を文戻れるよう、地域がこどもと家庭を支援します。」について、この記述されることが最善であるという捉え方をされる恐れがあります。「できなくなっても」の文言に続いて、「こどもがロみ、そうすべきと判断される場合には、」という言葉を差し込んでいただきたいと思います。	基本理念の1項目目と3項目目は「家庭的環境」について記載しており、「2 基本的な施策の方向性」の図にもあるとおり、例外なく、家庭内で養育されることが最善であるという趣旨ではありません。